

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※電話グループ整理番号	

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等	
	単連	納税地	〒
	体結	(フリガナ)	
	法親	代表者氏名	
人法人	代表者住所	〒	電話() -
	事業種目		業

連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
代表者住所	〒	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目		業			

適格分割を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、
 租税特別措置法 $\left[\begin{matrix} \text{第65条の11第6項} \\ \text{第68条の82第6項} \end{matrix} \right]$ 若しくは、 $\left[\begin{matrix} \text{第65条の12第15項又は同条第4項} \\ \text{第68条の83第16項又は同条第5項} \end{matrix} \right]$ 及び、
 租税特別措置法施行令 $\left[\begin{matrix} \text{第39条の9第18項} \\ \text{第39条の108第20項} \end{matrix} \right]$ により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。
 記

適格分割等に	法人名等	
係る分割承継法人等	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年 月 日
交換譲渡資産等又は <small>譲渡をした土地等</small>	種	類
	所	在 地
	規	模
	譲 渡	年 月 日
交換取得 <small>資産等</small>	所	在 地
	規	模
	取得年月日又は譲受け(予定)年月日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細(別表等)		
その他参考となるべき事項		
提出書類(証明書等)		

税理士署名押印	
---------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-----	---------

(規格A4)

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文(以下、租税特別措置法を「措置法」といいます。)に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項	措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の 9 第 2 項第 5 号・第 22 条の 71 第 2 項第 6 号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 9 第 6 項第 5 号・第 22 条の 71 第 6 項第 6 号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 9 第 18 項・第 39 条の 108 第 20 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。